

租税教育委嘱校運営規程

(目的)

第1条 この規程は、宮崎県租税教育推進中央協議会会則第6条(1)の租税教育委嘱校(以下「委嘱校」という。)について必要な事項を定め、委嘱制度の体系的な構成を整備し、かつ委嘱校に関する事務関係を明確にするとともに、県租推協の適切な運営を図り、もって生徒に対する租税教育の推進及び充実に資することを目的とする。

(委嘱制度の趣旨)

第2条 中学校の生徒に対して、国や地方公共団体の行政活動に対する理解を深め、租税についての正しい知識を養うとともに、遵法の精神を培うことにより、将来のより良い宮崎県民を育成するための租税教育の実践及び研究を委嘱することを趣旨とする。

(委嘱校の数)

第3条 委嘱校の数は、各地区租税教育推進協議会(以下「各地区協議会」という。)ごとに1校とする。

(委嘱校の期間)

第4条 委嘱校の期間は、原則として1年とする。ただし、再委嘱は妨げない。

(委嘱校の選定)

第5条 各地区協議会会長は、委嘱校の選定を行い、選定した中学校を租税教育委嘱校推薦報告書(様式1号)により委嘱する年度の前年度の2月末日までに、宮崎県租税教育推進中央協議会会長(以下「中央協議会会長」という。)に推薦報告しなければならない。

(委嘱校の決定)

第6条 委嘱校の決定は、中央協議会会長が行う。

(委嘱校が行う租税教育の研究等の内容)

第7条 委嘱校は、学校教育課程において、前掲の委嘱制度の趣旨を踏まえ、各教科の中の関連する題材を捉え、あるいは教科以外の領域（特別活動、道徳）において、租税の意義と役割、納税の義務等、租税について正しい知識を養うものとする。

2 委嘱校は、租税教育の実践体制を整備するとともに、組織的、計画的な研究に努めるものとし、具体的には次のような取組みを行うものとする。

- (1) 生徒及び教職員に対する租税教室の開催
- (2) 租税に関する作品の募集
- (3) 租税に関する事項をテーマとするアンケート調査等の実施
- (4) 学校通信、学級通信等による地域への広報活動
- (5) 文化祭、保護者会、授業参観等の機会を利用した租税教育発表会
- (6) 校長・担当教諭会での実績報告
- (7) その他の租税教育活動

(委嘱校の実施計画書等の提出)

第8条 委嘱校は、租税教育研究に関する実施計画書（様式第2号）を2部作成し、4月末日までに地区協議会会長を経由して中央協議会会長に提出しなければならない。

(委嘱校の校長・担当教諭会)

第9条 校長・担当教諭会を、原則として毎年6月に開催する。

(委嘱校への消耗品の支給)

第 10 条 中央協議会会長は、委嘱校が行う租税教育の研究等に
必要な消耗品を、予算の範囲内で購入し、委嘱校に支給
する。

(資料等の配付)

第 11 条 中央協議会会長は、租税教育研究を推進するため必要
な資料の作成配付について、予算の範囲内で行わなけれ
ばならない。

2 委嘱校から講師の派遣について要請があったときは、
それに応じなければならない。

(委嘱校の事業実績報告書の提出)

第 12 条 委嘱校は、租税教育事業を終了したときは、事業実績
報告書（様式第 3 号）を 2 部作成し、4 月末日までに地
区協議会会長を経由して中央協議会会長に提出しなけれ
ばならない。

付則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

租 税 教 育 委 嘱 校 推 薦 報 告 書

宮崎県租税教育推進中央協議会会長 殿

地区租税教育推進協議会会長 印

推 薦 校 名	市町村立 中学校							
所 在 地	〒 電話番号							
ふりがな 校 長 名								
ふりがな 担当教諭名								
学 級 数	合 計		1 年		2 年		3 年	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
生 徒 数								
月 日 現 在								
推 薦 の 理 由								

(様式第2号)

令和 年度 租税教育実施計画書

委 嘱 校 名	市町村立 中学校							
所 在 地	〒 電話番号							
ふりがな 校 長 名								
ふりがな 担当教諭名								
学 級 数	合 計		1 年		2 年		3 年	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
生 徒 数								
(4月10日現在)								
1 本校の教育目標								
2 本校が租税教育を通して目指すもの								

(注) 2部作成し、4月末日までに地区協議会会長(事務局)を經由して中央協議会会長に提出する。

(その2)

租 税 教 育 実 施 計 画		
実施月	事 項	内 容
4 月		
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		
10 月		
11 月		
12 月		
1 月		
2 月		
3 月		
そ の 他 推進体制等		

(様式第3号)

令和 年度 租税教育事業実績報告書

委 嘱 校 名	市町村立 中学校
所 在 地	〒 電話番号
ふりがな 校 長 名	
ふりがな 担当教諭名	
1 租税教育の成果	
2 租税教育についての反省	
3 租税教育についての今後の課題	

- (注) 1 6月に開催される校長・担当教諭会の資料として活用する。
2 1年間の実績をA4判、10枚程度にまとめること。
3 2部作成し、4月末日までに地区協議会会長(事務局)を
経由して中央協議会会長に提出する。

(その他)

租 税 教 育 事 業 実 績		
実施年月日	事 項	内 容